

被災家屋等の解体・撤去制度 申請書類一覧(費用償還)

申請時には、申請者（代理人の場合は代理人）の身分証明書原本をお持ちください。

（顔写真が付いているものは1種類、顔写真のないものは2種類用意してください）

また、書類に不備があった場合、訂正印が必要となるため、印鑑（申請者本人の場合は実印、法人の場合は代表者の登録印）をお持ちください。

(1) 必須書類

書類	備考	問合せ先
り災証明書、被災証明書	被害の程度が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」のもの	下記参照※2
被災家屋等の写真	対象物の全景を撮影し、カラー印刷してください。 解体前・工事中・解体後	—
被災家屋等の登記事項（建物）全部事項証明書※1	未登記の場合は、固定資産税評価証明書または名寄帳を準備してください。	新潟地方法務局 Tel025-222-1561 市役所・区役所
申請者の印鑑登録証明書※1		市役所・区役所・役場
解体に係る契約書の写し	契約書なければ、様式第3号	窓口又はダウンロード
解体に係る経費の内訳がわかる書類の写し	見積書等	—
領収書の写し		—
廃棄物処理マニフェストE票の写し		—
○申請書	様式第1号	窓口又はダウンロード
○解体家屋等の一覧	様式第2号	窓口又はダウンロード

※1 発行から3か月以内のものを提出してください。

※2 り災証明書、被災証明書の入手方法

書類	対象	問合せ先
り災証明書	住家（居住実態のある家屋）	市ホームページ
被災証明書	店舗、事務所等事業用途の物件	産業政策・イノベーション推進課 Tel025-226-1610
	農業用途の物件	各区の農業担当課

り災証明書、被災証明書が発行されない場合、費用償還の対象となりません。

(2) 代理人が申請する場合の追加書類

書類	備考	問合せ先
○委任状	様式第4号	窓口又はダウンロード

(3) 共有者の代表者が申請する場合の追加書類

書類	備考	問合せ先
○該当者全員の同意書	様式第5号	窓口又はダウンロード
該当者全員の印鑑登録証明書※		市役所・区役所・役場

※発行から3か月以内のものを提出してください。

(4) 被災家屋等に抵当権その他の権利が設定されている場合の追加書類

書類	備考	問合せ先
○権利設定者全員の同意書	様式第6号	窓口又はダウンロード

(5) 法人格を持つ中小企業者・公益法人等が申請する場合の追加書類

書類	備考	問合せ先
法人の登記事項証明書※		新潟地方法務局 TEL025-222-1561

※発行から3か月以内のものを提出してください。

(6) 所有者が死亡し、相続人が決定している場合の追加書類

書類	備考	問合せ先
遺産分割協議書		
相続人全員の印鑑登録証明書※		市役所・区役所・役場
所有者が死亡していることがわかる書類	戸籍謄本または除籍謄本	市役所・区役所・役場
相続人全員の戸籍謄本	遺産分割協議書に記載されている者が相続人全員だと分かるもの	市役所・区役所・役場

※発行から3か月以内のものを提出してください。

(7) 所有者が死亡し、相続人が決定していない場合の追加書類

書類	備考	問合せ先
○相続人全員の同意書	様式第5号	窓口又はダウンロード
相続人全員の印鑑登録証明書※		市役所・区役所・役場
所有者が死亡していることがわかる書類	戸籍謄本または除籍謄本	市役所・区役所・役場
相続人全員の戸籍謄本	相続人全員だと分かるもの	市役所・区役所・役場

※発行から3か月以内のものを提出してください。

(8) 申請者が所有者と異なる場合の追加書類

書類	備考	問合せ先
○費用償還の同意書	様式第7号	窓口又はダウンロード
該当者全員の印鑑登録証明書※		市役所・区役所・役場

※発行から3か月以内のものを提出してください。